

平成30年11月19日

平成30年度第2回大分市タクシー特定地域協議会の開催について

大分市タクシー特定地域協議会事務局

標記協議会については「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)」が平成26年1月27日に一部改正され大分市が準特定地域として指定されたことに伴い、タクシー事業の適正化・活性化に向けた必要な協議を行うために協議会を設置しているところです。

平成27年7月1日付けで、九州運輸局長より大分市が特定地域の指定を受け、その後、特定地域計画を申請し平成29年6月30日に認可を受けました。

指定期間の3年(平成30年6月30日まで)が経過する前の平成30年4月23日に協議会を開催し、平成31年3月31日までの延長について合意し、国の運輸審議会においてご承認をいただいたところです。

この度、平成29年度輸送実績等と指定基準の照合結果が示され、今後の対応等についてご協議いただきたく、下記のとおり協議会を開催することといたしましたので、お知らせいたします。

記

平成30年度 第2回 大分市タクシー特定地域協議会

日時 平成31年1月10日(木) 14:00~15:30

場所 大分市大津町3丁目1番13号

大分県交通会館 4F 会議室

議題 ・今後の対応等について

・その他

事務局 一般社団法人大分県タクシー協会

電話 097-558-5759 FAX 097-558-5756

担当者 渡邊、赤嶺